

日学歯発第292号
平成27年3月24日

加盟団体長 各位

一般社団法人 日本学校歯科医会
会長 清水 惠 太

日学歯「学校歯科医の活動指針」の再改訂に伴うお願い

平素より本会事業に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成7年度の学校健康診断検査項目の一部改正により、要観察歯（CO）が加わったことなどに対応するため、本会は平成8年に「学校歯科医の活動指針」を刊行いたしました。同指針は平成19年に改訂し、ご活用いただいていたところではありますが、この度、再改訂を行うことといたしました。

これは、文部科学省の「今後の健康診断のあり方等に関する検討」意見（別添1：平成25年12月）等を踏まえた学校保健安全法施行規則の一部改正があり（別添2：平成26年4月30日付、26文科ス第96号）、平成28年4月から改正施行されること、及び日本学校保健会の「児童生徒の健康診断マニュアル」の改正が行われていることによります。

つきましては、同指針改訂の概要及び留意事項は下記の通りでありますので、平成28年度からの学校歯科医の基本的な活動指針としてご活用いただき、また、貴管下会員への周知方につきまして特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

記

《主な改訂の概要・留意事項》

○要観察歯（CO）の検出基準について（別紙1）

○シーラント・サホライドについて

- ・健康診断票記入時、補助記号㊟㊠の記載は、必要と認める時とする
- ・シーラントは健全歯として扱う（改訂前と同様の扱い）
- ・サホライド塗布歯は、COに準ずるが、治療を要する場合はCとする

○保健調査の実施は、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年とする

○事後措置について、健康と認められる児童生徒等についても健康診断の結果を通知する

[別添]

1. 「今後の健康診断のあり方等に関する検討」意見（別添1：文科省、平成25年12月）
2. 「学校保健安全法施行規則の一部改正等について」（通知）（26文科ス第96号、平成26年4月30日）

(別紙1) 要観察歯 (CO) の検出基準について

旧 (平成14年3月28日)	新
<p>要観察歯 (CO) の基準</p> <p>要観察歯 (CO) : 主として視診にてう窩は認められないが、う蝕の初期症状 (病変) を疑わしめる所見を有するもの。</p> <p>このような歯は経過観察を要するものとして、要観察歯 (questionable caries under observation) とし、略記号のCO (シーオー) を用いる。</p> <p>具体的には、次のものが該当する。</p> <p>(1) 小窩裂溝において、エナメル質の実質欠損が認められないが、褐色窩溝等が認められるもの</p> <p>(2) 平滑面において、脱灰を疑わしめる白濁や褐色斑等が認められるが、エナメル質の実質欠損 (う窩) の確認が明らかでないもの</p> <p>(3) 精密検査を要するう蝕様病変のあるもの (特に隣接面)</p>	<p>要観察歯 (CO) の検出基準</p> <p>要観察歯 (CO) : 視診にて明らかなう窩は確認できないが、う蝕の初期病変の徴候 (白濁、白斑、褐色斑) が認められ、放置すると歯に進行すると考えられる歯である。状態を経時的に注意深く観察する必要のある歯で、記号COを用いる。</p> <p>(ア) 小窩裂溝において、エナメル質の実質欠損は認められないが、う蝕の初期病変を疑うような褐色、黒色などの着色や白濁が認められるもの</p> <p>(イ) 平滑面において、エナメル質の実質欠損は認められないが、脱灰を疑うような白濁や褐色斑等が認められるもの</p> <p>(ウ) そのほか、例えば、隣接面や修復物下部の着色変化、(ア) や (イ) の状態が多数認められる場合等、地域の歯科医療機関との連携が必要な場合が該当する。*</p>

・ 学校保健安全法第10条 (地域の医療機関との連携) : 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

* 学校歯科医所見欄に「要相談」と記載